

宮崎県立 3 病院診療材料等調達及び包括管理業務委託契約書（案）

宮崎県（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）とは、宮崎県立 3 病院診療材料等調達及び包括管理業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第 1 条 甲は、宮崎県立 3 病院診療材料等調達及び包括管理業務委託（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

（委託期間）

第 2 条 この契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約として行うものであり、委託業務の委託期間（以下「委託期間」という。）は、令和 8 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日までとする。

（委託料）

第 3 条 委託業務の委託料並びに消費税及び地方消費税額（以下「委託料等」という。）は、次のとおりとする。

委 託 料 金	〇〇〇円（月額金	〇〇〇円）
消費税及び地方消費税額	金	〇〇〇円（月額金 〇〇〇円）
合 計 金	〇〇〇円（月額金	〇〇〇円）

（診療材料購入代金の単価の決定）

第 4 条 乙から甲への診療材料購入代金の請求単価（小数点以下第 3 位を四捨五入。第 2 位までを有効数字とする。）は、乙が、メーカー、ディーラー等から購入した単価（消費税及び地方消費税額は含まない。以下「購入単価」という。）とする。

（診療材料購入代金の請求及び支払）

第 5 条 乙は、当該月中に甲が乙から購入した診療材料の種類、購入単価、数量、金額を当該月末に締め、診療材料購入代金請求書にこれらを明記した請求明細書を添付して、翌月の第 5 営業日までに甲に請求するものとする。

2 診療材料購入代金は、当該月の購入品目ごとの購入単価に購入数量を乗じたもの（小数点以下第 3 位を四捨五入。第 2 位までを有効数字とする。）の合計金額（小数点以下切り捨て）に消費税及び地方消費税額を加算（小数点以下切り捨て）した額とする。

3 甲は、前 2 項の規定による診療材料購入代金請求書の提出があったときは、その内容を確認の上、その日から起算して 30 日以内に乙に診療材料購入代金を支払うものとする。

（契約保証金）

第 6 条 乙は、この契約の締結と同時に、契約保証金として金〇〇〇円を甲に納付しなければならない。

2 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、前項の契約保証金を甲に帰属させることができる。

（委託業務の処理方法）

第 7 条 乙は、別紙 1 宮崎県立 3 病院診療材料等調達及び包括管理業務委託仕様書、別紙 2 宮崎県立 3 病院診療材料等調達及び包括管理業務委託に関する技術的要件に定める事項並びに甲の指示に従って委託業務を処理しなければならない。

2 委託業務の処理に当たり、必要となる運用上の業務方法に係る事項は、甲乙協議の上、別に定める。

(再委託の禁止)

第 8 条 乙は、委託業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得たときは、この限りでない。

(権利の譲渡等の禁止)

第 9 条 乙は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。

(実地調査等)

第 10 条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況、委託料等の使途その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

2 甲は、前項の調査等の結果、改善の必要があると認める場合は、文書により、期限を定めて改善を指示することができる。

(業務完了報告書の提出)

第 11 条 乙は、毎月、当該月の診療材料等購入明細及び委託業務の実施状況に関する報告書（以下「業務報告書等」という。）を甲に提出しなければならない。

2 甲は、業務報告書等を受理したときは、その内容を検査し、合格又は不合格の旨を乙に通知するものとする。

3 乙は、前項の規定による不合格の旨の通知があったときは、甲の指定する期間内にその指示に従いこれを補正しなければならない。前 2 項の規定は、この項の規定による補正について準用する。

4 第 2 項（前項後段において準用する場合を含む。）の検査及び前項前段の補正に要する費用は、乙の負担とする。

(委託料の請求及び支払)

第 12 条 乙は、甲から前条第 2 項（同条第 3 項後段において準用する場合を含む。）の規定による合格の旨の通知があったときは、甲に委託料等の支払請求書を提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による支払請求書の提出があったときは、その日から起算して 30 日以内に乙に委託料等を支払うものとする。

3 甲がその責に帰すべき理由により前項に規定する期間内に委託料等の全部又は一部を支払わない場合には、乙は、甲に対して、遅延日数に応じ、未受領金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項本文に規定する財務大臣が決定する率の割合で計算した額に相当する金額を請求することができる。

4 甲は、第 10 条第 2 項の場合において、乙が改善に対し実効性のある計画書等を示すなどの誠実な対応をしないときは、委託料等の支払いを保留することができる。

(契約の解除)

第 13 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙がその責めに帰すべき理由によりこの契約に違反したとき。

(2) 乙がこの契約に基づく甲の指示に従わなかったとき。

(3) 乙が前条第 4 項の規定による支払いの保留を受けてもなお改善が認められないとき。

(4) 乙がこの契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。

(5) 乙が故意又は過失により、甲に重大な損害を与えたとき。

(6) 乙が破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条に定める破産手続開始の申立てを受け

るなど、委託業務を遂行する見込みがないと認められるとき。

(7) 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であると認められるとき。

(8) 乙の役員等（乙の役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。）が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であると認められるとき。

(9) 前各号のほか、乙がこの契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

2 甲は、翌年度以降において甲の歳出予算におけるこの契約の契約金額について減額され、又は削除された場合には、この契約を解除するものとする。

3 甲は、前2項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

4 委託期間の中途又は月の中途において委託契約を解除した場合の委託料等は月割又は日割により計算する。

（損害賠償）

第14条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（法令上の責任）

第15条 乙は、委託業務の処理上発生した労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他関係法令上の全ての責任を負うものとする。

（遵守事項）

第16条 乙は、常に善良なる管理者の注意をもって契約の履行に当たるものとする。

2 乙は、委託業務の実施に当たり、業務が円滑に処理できるよう業務に適した者を、適正に従事させなければならない。

3 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

4 前項の規定は、委託期間が満了し、又はこの契約が解除された後においてもなおその効力を有するものとする。

5 乙は、常に委託業務を担当する業務従事者の品位の保持に努めるとともに、その資質の向上を図らなければならない。

6 乙は、乙の業務従事者を甲の病院内の規律に従って行動させなければならない。

（個人情報の保護）

第17条 乙は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たって、別記1個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

（情報セキュリティ対策）

第18条 乙は、委託業務を処理するためネットワーク、情報システム及び情報資産を取り扱うに当たって、別記2情報セキュリティ関連業務特記事項を遵守しなければならない。

（委託業務従事者名簿の提出並びに統括責任者及び現場責任者の選任）

第19条 乙は、委託業務従事者名簿を作成し、甲に提出しなければならない。

- 2 乙は、業務従事者の中から、統括責任者及び現場責任者を選任しなければならない。
- 3 甲は、乙の統括責任者及び現場責任者が不適当と認められるときは、乙にその交代を求めることができる。乙は、交代の請求を受けたときは、その実情を調査して速やかに交代し、その都度甲に変更後の委託業務従事者名簿を提出しなければならない。

(施設等の利用)

- 第 20 条 甲は、委託業務の遂行上必要な設備（駐車場を除く。）及び備品その他の物品（以下「施設等」という。）を無償で乙に使用させるものとする。
- 2 乙は、施設等の使用に当たっては、経費の節減に努めるとともに、委託業務以外の目的のために使用してはならない。
 - 3 乙は、施設等を善良なる管理者の注意義務をもって維持管理し、使用しなければならない。
 - 4 乙は、施設等の利用に当たり、故意又は過失により修理又は交換の必要を生じさせた場合は、甲の指示のもと、乙の負担により修理又は交換を行うものとする。
 - 5 甲は、委託業務が終了するとき又は第 13 条の規定により契約を解除するときは、乙の使用した施設等の調査を行うものとし、乙は、甲の調査に必ず立ち会うものとする。

(院内業務マニュアルの取扱い)

- 第 21 条 甲乙協議の上、両者で作成した院内業務マニュアルの取扱いは、次のとおりとする。ただし、乙が作成した院内業務マニュアルの所有権は乙に帰属する。
- (1) 当該業務外の使用については、甲乙両者から了解を得なくてはならない。
 - (2) 契約終了後は、甲乙両者で所有できるものとする。また、使用については、甲は院内に限るものとし、乙は第三者に提供しないものとする。

(災害等の発生)

- 第 22 条 甲及び乙は、風水害、暴動、地震等当事者の責めに帰さない事由により、本契約の履行ができなくなったときは、甲乙協議して最善の対策をとることとする。
- 2 乙は、前項の場合において、甲の県立病院の機能の維持に最大限協力するものとする。

(契約不適合責任)

- 第 23 条 乙は、納品後であっても、乙が納品した物品に不良品等があったときは、その責めを負うものとし、直ちに無償で他の良品と交換しなければならない。ただし、甲は、納品された診療材料の状態の点検、確認及び使用に際し、通常の注意義務を負うものとする。

(危険負担)

- 第 24 条 消費税その他委託業務に影響を与える制度の変更又は新設があった場合の費用（乙がそれらの制度に内部で対応するために要する費用を除く。）は、甲の負担とする。
- 2 乙は、県立病院の患者数の減等による調達額の変動による負担を甲に求めない。
 - 3 甲は、甲の責めに帰すべき理由により大幅に業務内容を変更した場合を除き、乙の委託業務に係る運営管理費の増分を負担しない。

(業務の引継)

- 第 25 条 乙は、この契約の最終年度において、委託業務を乙以外の者が受託することとなったとき、又は第 13 条の規定によりこの契約を解除されることとなったときは、甲の指示に従い、委託業務の引継ぎを行わなければならない。

(費用の負担)

- 第 26 条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

(裁判管轄)

第 27 条 この契約に関する訴えは、宮崎地方裁判所の管轄とする。

(協議)

第 28 条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、宮崎県病院局財務規程第 7 章の定めるところによるものとし、この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約若しくは同章に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 8 年 10 月 1 日

甲 宮崎県
宮崎県病院局長 重 黒 木 清

乙 ○○県○○市○○町○○番地
○○○
代表者 職 氏名

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第 1 乙は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、委託業務の処理に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密等の保持)

第 2 乙は、委託業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

(収集の制限)

第 3 乙は、委託業務を処理するために個人情報を収集するときは、その利用目的を特定し、利用目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により収集しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第 4 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報を当該事務の利用目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示があるとき、又はあらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(適正管理)

第 5 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第 6 乙は、委託業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第 7 乙は、本契約第 8 条に定める場合を除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に再委託してはならない。

(資料の返還等)

第 8 乙は、委託業務を処理するために甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、引き渡し、又は廃棄するものとする。また、当該個人情報を電磁的に記録した機器等は、確実に当該個人情報を消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第 9 乙は、委託業務に従事する者及び従事した者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(事故報告)

第 10 乙は、この特記事項に違反する事態が発生し、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

以上
(以下余白)

情報セキュリティ関連業務特記事項

(基本的事項)

第 1 乙は、情報セキュリティ対策の重要性を認識し、委託業務の処理に当たっては、乙が受注者として守るべき内容を十分理解するとともにこれらを遵守しなければならない。

(情報資産の取扱い)

第 2 乙は、情報資産（複製されたものを含む。以下同じ。）を外部へ持ち出す場合には、甲の許可を受けなければならない。

第 3 乙は、情報資産が記録された記録媒体を外部へ持ち出す場合には、盗難、紛失、不正コピー等の防止対策を厳重に行わなければならない。

第 4 乙は、情報資産が記録された記録媒体を廃棄する場合には、情報を復元できないよう物理的破壊を行った上、甲の承認を受けなければならない。

(機器等の取扱い)

第 5 乙は、使用する機器、記録媒体等を第三者に使用され、又は情報を閲覧されることのないよう厳重に管理しなければならない。

(ID 及びパスワードの取扱い)

第 6 乙は、甲から使用する機器の ID 及びパスワードを与えられた場合は、当該情報の漏えい等が発生しないよう厳重に管理するとともに、当該業務の利用目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(機器構成の無許可変更の禁止)

第 7 乙は、業務の遂行に当たりネットワーク又は情報システムを構成する機器の増設又は交換が必要な場合には、甲の許可を受けなければならない。

(ネットワークへの無許可接続の禁止)

第 8 乙は、機器端末等をネットワークへ新規接続する場合又はネットワークに接続している機器端末等を他ネットワークへ変更接続する場合は、甲の許可を受けなければならない。

第 9 乙は、委託業務の遂行に当たり乙が所有する機器端末等をネットワークへ接続する必要がある場合は、甲の許可を受けなければならない。

(ソフトウェアの無許可導入、更新又は削除の禁止)

第 10 乙は、情報システムで使用する端末等においてソフトウェアの導入、更新又は削除を行う場合には、甲の許可を受けなければならない。

(コンピュータウィルス対策)

第 11 乙は、外部から記録媒体によりファイルを取り入れる場合は、必ずウイルスチェックを行わなければならない。

(情報セキュリティ対策の説明)

第 12 乙は、委託業務を開始する前に、実施予定の情報セキュリティ対策その他甲から要望があった事項について甲に説明し、承認を受けなければならない。

2 乙は、委託期間中、甲から要請があった場合は、情報セキュリティ対策の履行状況その他甲から要望があった事項について甲に説明し、承認を受けなければならない。

3 乙は、委託業務が終了したときは、取り扱った情報の返却、破棄又は抹消の状況その他甲から要望があった事項について甲に説明し、承認を受けなければならない。

(クラウドサービスの利用)

第 13 乙は、委託業務にクラウドサービスを利用する場合は、甲に対して、次に掲げる事項を事前に説明し、承認を受けなければならない。

(1) クラウドサービスの情報セキュリティ対策

(2) クラウドサービス上の情報資産が、国外で保存又は処理される場合に、裁判管轄や法制度等が異なることによるカントリーリスク

(3) サーバ装置等の整備環境が、クラウドサービス提供者の都合で急変し、クラウドサービ

スや情報セキュリティ対策が変更となるサプライチェーン・リスク

(4) その他甲から要望があった事項

(従事者への周知)

第 14 乙は、委託業務に従事する者及び従事した者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、情報セキュリティ対策に関し、必要な事項を周知させなければならない。

(事故報告)

第 15 乙は、情報資産が侵害され、又は侵害されるおそれがある場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

第 16 乙は、ネットワーク又は情報システムの異常や障害を発見した場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

(法令遵守)

第 17 乙は、業務の遂行において使用する情報資産について、次に掲げる法律を遵守し、これに従わなければならない。

- (1) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 128 号）
- (2) 著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）
- (3) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）

以上
(以下余白)